



平成 29 年 4 月 4 日
総合政策局交通計画課

地域公共交通の「サービスのアクセシビリティ指標」評価手法の公表について ～ 自らのまちの公共交通サービスを「見える化」し相対評価することが可能に！ ～

国土交通省では、市町村が地域公共交通活性化に取り組むにあたり、地域公共交通のサービス水準を客観的に把握するための手法について検討を行ってまいりました。

今般、地域公共交通の『サービスのアクセシビリティ指標』評価手法を取りまとめました。

1. 評価手法の検討の背景

- 改めて自らのまちの公共交通サービスの課題を認識し問題意識を持ちつつ、公共交通サービスのあり方を考えていただくことを狙いとして、本評価手法の検討を行いました。
このため、本評価手法では、公共交通サービスの客観的な評価や数値目標の設定を可能とし、あわせて、国内の他の類似都市との比較が可能となるように工夫しています。

2. 評価手法を踏まえた取組成果

(1) 公共交通サービスの見える化・相対化

- 全国の約 1,700 の市町村を対象に、以下の 4 つのアクセシビリティ指標を設定しそれらと比較することで、自らのまちの公共交通サービスを全国規模で相対的に評価することを可能としました（評価手法のイメージについては、別紙を参照願います）。

- ① 時間的アクセシビリティ指標：公共交通の乗り場（鉄道駅・バス停）においてどのくらい利用しやすいかを示す指標（運行本数が多いほど高い数値となる）
- ② 空間的アクセシビリティ指標：公共交通の路線が近くにあるかを表す指標（路線長が長いほど高い数値となる）
- ③ 総合アクセシビリティ指標：①時間的アクセシビリティ指標と②空間的アクセシビリティ指標の積
- ④ 金銭的アクセシビリティ指標：公共交通の運賃面での利用しやすさを表す指標（金銭面で利便性が高いほど高い数値となる）

(2) 市町村カルテの整備と送付

- 市町村毎に公共交通サービスの状況を整理・評価したカルテを作成し、一定規模以上の市町村に対しては、3月末に既に送付しました。

3. 参考情報

- 公共交通の評価手法について、詳しく解説した資料「地域公共交通の『サービスのアクセシビリティ指標』評価手法について（試算と活用方法）」及び市町村カルテのひな形は、下記の国土交通省のHPからダウンロードすることができます。

URL：http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000068.html

【お問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課

担当：柴田（しばた）和田（わだ）

TEL：03-5253-8111（代表）内線 54-903、54-707 03-5253-8274（直通）

FAX：03-5253-1513